

平成29年度 京都市立北醍醐学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

北醍醐小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部・養護教諭
教育相談主任・スクールカウンセラー

ウ 開催時期

毎月最終月曜日（緊急対応の場合は、この限りではない。）

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
 - ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
 - ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
 - ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
 - ・重大事態に対する判断と対応
 - ・関係機関、専門機関との連携対応
- （会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載）

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- 4月 学校いじめ防止基本方針確認
- 5月 学級経営方針の検討
- 8月 情報研修会
- 9月 クラスマネジメントシートの分析と報告
- 10月 学級の状況をもとにした研修会
- 12月 クラスマネジメントシートの分析と報告
- 「①対策会議（月1回） ②校内研修（年6回）」

3 基本的施策

（1）学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

- 「めあて」と「まとめ」「ふりかえり」を重視した授業を展開し、全ての児童が分かる喜びを実感できる授業を行う。
- 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- 人権教育を充実させ、人権尊重の校風づくりに重点を置き、いじめを許さない環境づくりに努める。

イ 道徳教育

- 道徳の授業で身に付けた道徳的価値を学校行事や児童会活動の場面で実践化し、経験することで行動化することの重要性に気づかせる。
- 全校一斉の公開授業を実施し、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」の授業を行い、保護者の理解を深め協力を求める。

ウ 体験活動

- 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- 学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- 高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値を実践化させる。

エ 児童生徒が自主的に行う活動

- 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- 12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。
- 異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- 図書室には、人権に関わる本を適切に配架する。
- 人権教育を通して、自他を大切にできる校風に慣れ親しませる。
- 非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。

カ 保護者の啓発

- 懇談会などの機会を活かして、いじめの防止や解消には、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- PTAの協力のもと授業参観や懇談会への参加を呼びかける

キ その他

- 学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- その際、PDCAサイクルでの見直しも行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関する情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、担当者を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月、無記名アンケートを11月に実施。尚、4~6年生については、クラスマネジメントシートを活用する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」に関する項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

7月と12月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

4 いじめが起きたときの措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

(3) ネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。）が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

北醍醐小学校 P T Aとの連携のもと、いじめ問題や「北醍醐小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める内容の話題を発信する。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会 研修会①「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	始業式		入学式後の保護者説明 学級懇談会
5	いじめ対策委員会 研修会②学級経営方針の交流会	朝会 花背山の家野外活動 縦割り活動		
6	いじめ対策委員会	朝会 修学旅行 道徳の日	第1回いじめに関するアンケートの実施（記名式）	家庭教育学級
7	いじめ対策委員会	朝会 みさきの家野外活動	第1回クラマネの実施 教育相談週間 学校アンケート	個人懇談会
8	いじめ対策委員会 アンケート分析	朝会		
9	いじめ対策委員会 クラマネ分析	朝会 縦割り運動会	第1回学校評価	
10	いじめ対策委員会 研修④情報教育	朝会 人権について考える授業公開		人権についての懇談会
11	いじめ対策委員会	朝会 学習発表会	第2回いじめに関するアンケートの実施（記名式）	
12	いじめ対策委員会 アンケート分析	朝会 人権週間 人権集会	第2回クラマネの実施 教育相談週間 学校アンケート	個人懇談会
1	いじめ対策委員会 クラマネ分析	朝会 縦割り給食		新1年半日入学保護者説明
2	いじめ対策委員会 研修会⑤年間取組総括と次年度への課題	朝会 縦割り登山	第2回学校評価	学級懇談会
3	いじめ対策委員会	朝会 修了式		